

平成19年5月25日

6月は 「不正改造車を排除する運動」 及び

「ディーゼルクリーン・キャンペーン」 の強化月間

「乗っちゃダメ!そんなクルマ!」「すがすがしい地球の未来のために。」

国土交通省は、自動車関係団体(32団体)並びに関係5府省庁及び2機関の協力を得て、6月1日(金)から6月30日(土)の1か月間を「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の強化期間として全国的に展開いたします。

九州運輸局は、この運動の一環として広報用ポスター、チラシを用いてPR等を行なうとともに、運輸局及び管内運輸支局に「迷惑改造車相談窓口(不正改造車110番)」、「迷惑黒煙相談窓口(黒煙110番)」を設置する等により、自動車ユーザー及び関係事業者等の相談に応じるとともに情報収集を行ないます。

また、管内運輸支局においては、上記関係団体の地方組織並びに警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施し、下記の「重点排除項目」の排除に努めることとしております。

1. 重点排除項目

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及び前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (3) 騒音の増大を招く基準不適合マフラーの装着
- (4) 土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠の取付け及びリアバンパの切断・取外し
- (5) 燃料タンク増設等の不正な二次架装
- (6) 大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造
- (7) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料ポンプの封印の取外し
- (8) 不正軽油燃料の使用

2. 重点実施方法

(1) 自動車ユーザーへの啓発

重点排除項目にあるような不正改造の具体的な事例を紹介し、自動車ユーザーの不正改造に関する認識向上を図ります。

(2) 街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施します。

なお、不正改造されていた場合や不正軽油が使用されていた場合等には、文書による警告又は整備命令を発令します。

また、原動機付自転車(125cc以下)も検査の対象とし、不正改造されていた場合には、警告書を交付するとともに、改善結果の報告を求めます。

< 問い合わせ先 >

九州運輸局 自動車技術安全部 整備課

092 - 472 - 2537 担当:古賀・川路

九州運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課

092 - 472 - 2546 担当:山本・中村

2007.6

乗っっちゃダメ！そんなクルマ！
クルマの不正改造は犯罪です。



不正改造車排除強化月間

推進 / 国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援 / 内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力 / 自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会
(社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(社)日本自動車販売協会連合会、(社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(社)日本自動車工業会、(社)日本自動車部品工業会、(社)日本自動車車体工業会、(社)日本バス協会、(社)全日本トラック協会、(社)全国乗用自動車連合会、(社)日本陸送協会、(社)全国自動車部品商団体連合会、(社)日本自動車タイヤ協会、(社)全国軽自動車協会連合会、(社)全国自家用自動車協会、(財)自動車検査登録協力会、(社)日本自動車会館所、(社)全国二輪車安全普及協会、(社)全国自動車標榜協議会、全国石油商業組合連合会、自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車マフラー協会、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、全国ディーゼルのポンプ振興会連合会、全国二輪車用品連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会 (順不同)

www.tenken-seibi.com

石田未来

危険も処罰も待っている、不正改造

**1 不正改造
そのものを
禁止**

**2 不正
改造車の
走行を禁止**

不正改造車事例
このような不正改造は
違法行為です。

① 灯火類の灯光の色を変更

高速走行する自動車の動きを示す制動灯や方向指示器。決められた灯光の色を替えるということは、誤認を与えても危険です。

注意！ クリアレンズを装着する場合には、着色バルブ等を使用して、規定の灯光の色にする必要があります。また、後部反射器も反射光の光が赤色であることが必要です。



基準
制動灯/赤
方向指示器/橙
尾灯/赤
車幅灯/白または橙
後退灯/白
後部反射器/赤

※平成17年12月31日以前に製作された車両は淡黄も可。

② 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付け



運転者の視界を妨げる濃い色の着色フィルム。運転席および助手席の窓ガラスに貼ると、状況確認が困難になりとても危険です。

基準
着色フィルムを貼り付けた状態での可視光透過率70%未満のものは不可。

注意！ 透明なフィルムであっても、経年劣化・損傷やガラスとの組み合わせによって基準外となる場合があります。

③ ディーゼル自動車が排出する黒煙

ディーゼル自動車における燃料噴射ポンプ等の調整が不適切だと、規制値を超える黒煙が排出され、沿道住民の健康や環境に悪影響を及ぼします。



④ 消音器(マフラー)の切断・取り外し



マフラーの切断・取り外しは移動する騒音公害。大勢の生活環境を破壊します。

基準
近接排気騒音規制値(最新規制値)
●小型二輪自動車・・・94デシベル以下
●乗用車(後部エンジン以外)・・・96デシベル以下

⑤ タイヤおよびホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し



高速で回転する突出したタイヤやホイールは、歩行者に危害を及ぼしやすく、車体やブレーキ機構への干渉により事故や故障の原因にもなります。

基準
タイヤなどの回転部分が車体から突出しないこと。

⑥ A 荷台さし枠の取り付け・燃料タンクの増設

さし枠を取り付けての過積みや車検後の燃料タンクの増設などの重量オーバーは、制動停止距離を延ばし、不安定なため大変危険です。

B 突入防止装置の切断・取り外し

突入防止装置(リヤバンパー)は、後部から追突する自動車の被害をより軽減できるよう寸法・強度が規定されています。



C 排気管の開口方向違反
横に向けた排気管は、排気ガスが歩行者に直接かかり迷惑です。

⑦ 前面ガラス等への装飾板の装着

前面ガラスや側面ガラス(運転者席より後方の部分を除く)に装飾板をつけると、運転者の死角が増え、とても危険です。



基準
装飾板を装着した状態での可視光透過率70%未満のものは不可。

注意！ 規制の対象となるのは大型自動車だけでなく、軽自動車以外のすべての自動車です。

⑧ 基準外のウイングの取り付け

基準に不適合となるリヤウイングの取り付けは、他の交通の安全を妨げるおそれがあります。

基準
側方への翼形状を有していないこと、破綻に取り付けられていること、鋭い突起がないこと、その付近の最外側、最後端とならないこと、など



⑨ 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取り外し

高速道路における大型トラックによる速度違反での衝突事故は悲惨な大事故となるおそれがあり、非常に危険です。



速度抑制装置付

不正改造に関する情報ならびに自動車の改造などに関するお問い合わせは下記へ

●北海道運輸局 011-290-2752 ●東北運輸局 022-791-7534 ●北陸信越運輸局 025-244-6114 ●関東運輸局 045-211-7254 ●中部運輸局 052-952-8042
●近畿運輸局 06-6949-6453 ●中国運輸局 082-228-9141 ●四国運輸局 087-835-6369 ●九州運輸局 092-472-2537 ●沖縄総合事務局 098-862-1453

すがすがしい地球の未来のために。
ディーゼル車をクリーンに乗ろう。

2007
ディーゼルクリーン・キャンペーン
実施中!

国土交通省/自動車検査独立行政法人 www.tenken-seibi.com

石田未来

大都市地域を中心に厳しい大気環境の状況が続いています。

平成17年度の測定結果によると、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)による汚染については改善の傾向が見られますが、大都市地域ではNO₂については、依然として約15%が環境基準を達成しておらず、また、交通が集中する一部地域では、NO₂及びSPMともに環境基準未達成のままであるなど、厳しい大気環境の状況が続いています。

ディーゼル車は大気汚染への影響度が大きく、排出ガスのクリーン化には、点検整備の確実な実施とエコドライブの励行が有効です。

整備事業者に整備のために入庫したディーゼル車38,016台について、エア・クリーナ・エレメントの点検、清掃、交換等の整備を実施し、整備後における黒煙の低減効果を調査したところ、全ての車両の黒煙が低減し、そのうち黒煙濃度が10%以上の低減効果が認められた車両が16,708台(全体の44%)ありました。



■二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準達成状況 ※環境省資料自動車排出ガス局より



■点検整備による黒煙低減効果状況 ※平成18年度国土交通省調査結果

快適な暮らしを支える6つの約束

エコドライブ効果

車に負担をかける走行はとても不経済のうえ、環境にも悪影響を与えます。エコドライブを守って黒煙を減らしましょう。

約束 1

ゆるやかな発進・加速
急発進・急加速を避けて、できるだけ等速運転を



約束 2

守ってください、積載重量
過積載は黒煙を大幅に増やす原因となります。



メンテナンス効果

定期的な点検整備は、黒煙の減少に大きな効果。正しいメンテナンスで黒煙を減らしましょう。

約束 3

燃料フィルタの定期交換
走行距離に応じた定期交換を前行してください。



約束 4

エア・クリーナ・エレメントの点検、清掃、交換
定期点検、清掃、交換を行います。エレメントのつぶれ、ガスケットの傷もチェック。



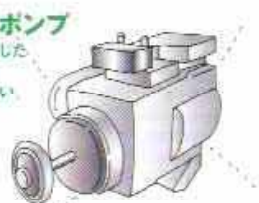
約束 5

使用する燃料のチェック
不正軽油(規格外)の燃料の使用をやめてください。



約束 6

燃料噴射ポンプ
走行距離に応じた点検整備を前行してください。



エコドライブ10のすすめ

あなたのエコドライブ、チェックしてみてください!

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」**
「やさしい発進を心がけましょう。」
- 2 加減速の少ない運転**
「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」
- 3 早めのアクセルオフ**
「エンジンブレーキを積極的に使いましょう。」
- 4 エアコンの使用を控えめに**
「車内を冷やし過ぎないようにしましょう。」
- 5 アイドリングストップ**
「無用なアイドリングをやめましょう。」
- 6 暖機運転は適切に**
「エンジンをかけたらずく出発しましょう。」
- 7 道路交通情報の活用**
「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。」
- 8 タイヤの空気圧をこまめにチェック**
「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。」
- 9 不要な荷物は積まずに走行**
「不要な荷物を積まないようにしましょう。」
- 10 駐車場所に注意**
「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」